

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第56号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</u> 6 <u>平成30年8月1日から平成30年8月31日までの間の受給資格については、第3条第2項に規定する障害児福祉手当に係る所得の計算方法については、児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第232号）の施行前の例による。</u>	附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

（健康福祉部障害福祉課）